

保護者の皆様

大津市教育委員会事務局
学 校 教 育 課 長

5類感染症への移行後の市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本市教育にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することとなります。このことに伴い、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等が見直しされ、市立小中学校におきましても、文部科学省のマニュアル等に基づき、感染症対策を行うこととします。

つきましては、下記の点について、保護者の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 学校における感染症対策

- ・ 5類移行後におきましても、適切な換気、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの基本的な対策は継続しますが、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないとされています。また、すでにお伝えしておりますようにマスクの着用を求めないことが基本となります。
- ・ 地域や学校において、感染が流行している場合などは、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや身体的距離を確保することなど、一時的に、感染症対策を講じることとなります。

2. 家庭での健康状態の把握

- ・ 5類移行後におきましても、お子様の健康状態についてご留意いただき、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる場合は、無理をして登校させないようお願いいたします。

3. 新型コロナウイルス感染症の感染時の出席停止期間

- ・ お子様が新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」が出席停止期間となります。
- ・ 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」は、発症日や軽快した日の翌日から起算するようお願いいたします。
- ・ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。

4. 濃厚接触の場合の出欠

- ・ 5類移行後においては、濃厚接触者の特定が行われず、行動制限等が行われないことから、同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合などにおいても、直ちに出席停止の対象とはなりません。お子様の健康状態等により、登校の可否をご判断いただくようお願いいたします。

5. 学級閉鎖等、臨時休業措置の取り扱い

- ・ 学級内において、複数の感染者が判明するなど、感染の拡大が予想される場合において「5日間」の学級閉鎖（臨時休業）とします。（別紙参照）

大津市立小中学校で児童生徒等の新型コロナウイルス感染が 確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改定・第4版）

本ガイドラインは、文部科学省のガイドラインを踏まえ、大津市立小中学校で児童生徒等の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について、基本的な方針を示すものです。

なお、感染確認時の状況等により、本ガイドラインのみに拠ることなく、適宜、臨時休業の範囲や期間等を決定することがあります。

1. 学級閉鎖

同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が判明し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、当該学級を対象に、5日程度の学級閉鎖を行います。

なお、5日程度の学級閉鎖期間中に、当該学級で新たな感染者が確認された場合であっても、原則として閉鎖期間の延長は行いません。

2. 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

3. 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。